

令和8年度（2026年度）調理師試験受験案内

長野県

1 試験日

令和8年（2026年）9月16日（水） 午後1時から午後3時まで。
（受付は午前11時30分から午後0時30分）

2 試験の場所

各保健福祉事務所（保健所）の所在地（詳しい場所は受験票によりお知らせします。）

3 試験の科目

(1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論 (6) 食文化概論

4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(1) 学歴

次のいずれかに該当する者。

ア 新制中学卒業以上の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者）

イ 旧制の国民学校の高等科、又は旧制の中等学校の2年の課程を修了した者

ウ 旧制の国民学校の初等科、又は新制小学校を終了した者で、5年以上調理の業務に従事した者

エ 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者

※日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した場合は、都道府県知事の認定が必要となる場合がありますので、早めに最寄りの保健福祉事務所（保健所）に相談してください。

(2) 職歴

上記(1)の課程を修了した者で、次のいずれかの施設で満2年以上調理の業務に従事した者。

ア 給食施設（学校、病院、保育所、事業所、社会福祉施設等の給食施設で継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供給する施設）

イ 飲食店営業

ウ 魚介類販売業

エ そうざい製造業

オ 複合型そうざい製造業

ただし、次のような仕事は調理の実務経験とは認められません。

- ① 飲食店、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業で調理の仕事をしていても、無許可営業であったときは、実務期間には数えません。
- ② 飲食店、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業及び給食施設で仕事をしていても、管理経営や運搬業務や事務など直接調理と関係のない業務は認められません。
- ③ 過去に喫茶店営業での業務に従事していた期間及び、令和3年6月1日以降に飲食店営業において担当している業務が、設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる従来の喫茶店営業の業務に従事していた期間は認められません。
- ④ 料理学校や小、中、高等学校、短大、大学等の教育機関等で調理を教えていた期間は認められません。
- ⑤ 学校等で調理を習った期間は認められません。
- ⑥ パートやアルバイト等で調理業務に2年以上従事していた者であっても、原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合を除き認められません。
- ⑦ 栄養士、保育士等が栄養士、保育士として勤務するかたわら、調理に従事した場合は認められません。

5 調理師試験受験願書の提出先と提出書類

(1) 願書の受付期間

令和8年(2026年)7月7日(火)から7月9日(木)までの3日間

(午前9時から午後4時30分までの間)

※願書受付の最終日は非常に混雑しますので、できるだけ避けてください。

※郵送の場合は、7月9日(木)の消印まで有効です。その際、110円切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒(定形郵便物として送ることが可能な大きさのもの)を同封してください。

(2) 願書の提出先

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)、長野市を受験地として希望する場合にあっては長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合にあっては松本市保健所に提出してください。

(3) 提出する書類

ア 調理師試験受験願書 1部

イ 履歴書 1部

ウ 調理業務従事証明書 1部

※個人証明する場合は印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)1部を添付してください。

【再受験について】

- 令和7年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者に限り、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。(令和7年度に調理業務従事証明書の省略を行った者は、令和8年度は調理業務従事証明書を提出する必要があります。)
- 調理業務従事証明書の省略をする場合は、身分を証する書類を添えて、必ず、令和7年度調理師試験受験願書を提出した保健福祉事務所(保健所)に提出してください。
- なお、令和7年度調理師試験受験票又は結果通知書をもって身分を証する書類に替えることができます。
- また、令和7年度調理師試験受験願書提出後に氏名が変わった場合は、身分を証する書類として戸籍抄本を提出してください。

エ 写真 1枚

上半身、無帽、正面向、名刺判(縦4.5cm横3.5cmのパスポートサイズでも可)で、願書提出前3か月以内に撮影したもの。裏面に撮影年月日及び氏名を必ず記入してください。

6 受験手数料

7,000円

※長野県収入証紙(注意:収入印紙ではありません)を受験願書右上に貼り付けて、消印はしないで提出してください。

※ただし、県外に住所を有する者は為替によることができます。

※受理された受験願書に添付した長野県収入証紙は返還することができません。

7 持ち物

試験当日は、鉛筆(HB、シャープペンシル可)、消しゴム(プラスチック消しゴムが望ましい)、受験票をお持ちください。

8 採点及び合否判定基準

採点は1問1点とし、原則として満点の6割以上を合格としますが、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回った場合は、不合格とします。

9 合格発表の日時及び場所

令和8年（2026年）10月21日（水）午前9時から、願書を提出した保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所又は松本市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。また、長野県ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/sangyo/shiken/chorishi/index.html>)においても、合格者の受験番号を掲載します。（携帯電話の機種によりアクセスできない場合があります。）

なお、電話等による照会には一切回答できません。

10 その他

- (1) 偽りの証明又は事実と相違する場合は、受験資格又は合格を取り消しますので注意してください。
- (2) 受験願書等の用紙は保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所又は松本市保健所に据え置く用紙もしくは長野県ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/sangyo/shiken/chorishi/index.html>)に掲載された用紙を用いてください。
- (3) この試験についての問い合わせは、最寄りの保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所又は松本市保健所にしてください。
- (4) 願書を郵送で請求する場合は、110円切手を貼ったあて先を明記した返信用封筒を同封してください。
- (5) 受理された受験願書（収入証紙含む）及び添付書類は返還できません。
- (6) 令和9年度の試験会場は県内4か所に集約する予定となっています。

11 お問い合わせ先

| 保健福祉事務所 (保健所) | 〒番号 | 住所 | 電話番号 |
|------------------|----------|-------------------------|--------------|
| 佐久保健福祉事務所 | 385-8533 | 佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内 | 0267-63-4191 |
| 上田保健福祉事務所 | 386-8555 | 上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内 | 0268-25-7153 |
| 諏訪保健福祉事務所 | 392-8601 | 諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎内 | 0266-57-2929 |
| 伊那保健福祉事務所 | 396-8666 | 伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内 | 0265-76-6839 |
| 飯田保健福祉事務所 | 395-0034 | 飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内 | 0265-53-0446 |
| 木曾保健福祉事務所 | 397-8550 | 木曾郡木曾町福島 2757-1 木曾合同庁舎内 | 0264-25-2235 |
| 松本保健福祉事務所 | 390-0852 | 松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内 | 0263-40-1943 |
| 大町保健福祉事務所 | 398-8602 | 大町市大町 1058-2 大町合同庁舎内 | 0261-23-6528 |
| 長野保健福祉事務所 | 380-0936 | 長野市中御所岡田 98-1 | 026-225-9065 |
| 北信保健福祉事務所 | 389-2255 | 飯山市大字静間 1340-1 | 0269-62-3106 |
| 長野市保健所 | 380-0928 | 長野市若里 6-6-1 | 026-226-9970 |
| 松本市保健所 | 390-8765 | 松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内 | 0263-40-0706 |

自然災害、悪天候などにより、試験の実施に変更が予定される場合は、長野県ホームページ (https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/sangyo/shiken/chorishi/r8shiken_yotei_1.html) でお知らせします。

なお、試験当日にやむを得ず試験の実施を変更する場合は、長野県のホームページでお知らせするとともに、受験願書を提出した保健福祉事務所（保健所）にて電話による応対も行います。